

令和 8 年 5 月 15 日

## みっかびみかん販売戦略策定に係るアンケート調査業務仕様書

静岡県三ヶ日町産地構造転換コンソーシアム

### 1. 業務名

みっかびみかん販売戦略策定に係るアンケート調査業務

### 2. 調査目的

本調査は、日本国内の消費者を対象として、居住地別にみかんに関する価格や品質に関する嗜好等の調査を行い、販売戦略策定のための参考資料とする。

### 3. 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

### 4. 調査の概要

#### (1) 調査対象者

日本国内に居住する 18 歳以上（基準日は調査時点、外国籍住民を含む）

#### (2) 調査方法

インターネットを利用した Web アンケート調査

#### (3) 調査回数及び調査実施時期

調査回数：1 回（スクリーニング調査をする場合は 2 回）

調査実施時期：契約締結日～令和 9 年 2 月に 1 回実施するものとするが、詳細については契約締結後に本協議会と調整するものとする。

#### (4) 回収数

8000 人とし、各居住地、各性別、年代別回収数は原則として下表のとおりとし、回収シミュレーションの時点で各セル 220 以上を確保できていることを条件とする。原則として下表のサンプル数を回収するが、アンケート実施後にサンプル数が足りないセルがあった場合には本協議会と協議し、不足する分を隣接するセルで補う等の対応を行い合計 8000 人のデータを提出するものとする。

| 居住地 | 性別 | 年代      |         |         |         |        | 合計   |
|-----|----|---------|---------|---------|---------|--------|------|
|     |    | 18～29 歳 | 30～39 歳 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60 歳以上 |      |
| 東京都 | 男性 | 200     | 200     | 200     | 200     | 200    | 1000 |
|     | 女性 | 200     | 200     | 200     | 200     | 200    | 1000 |
| 静岡県 | 男性 | 200     | 200     | 200     | 200     | 200    | 1000 |
|     | 女性 | 200     | 200     | 200     | 200     | 200    | 1000 |
| 愛知県 | 男性 | 200     | 200     | 200     | 200     | 200    | 1000 |
|     | 女性 | 200     | 200     | 200     | 200     | 200    | 1000 |
| 大阪府 | 男性 | 200     | 200     | 200     | 200     | 200    | 1000 |
|     | 女性 | 200     | 200     | 200     | 200     | 200    | 1000 |
| 合計  |    | 1600    | 1600    | 1600    | 1600    | 1600   | 8000 |

## (5) 質問数

調査は、次の「ア 基本質問」と「イ 本質問」の構成とする。

### ア 基本質問

居住地、性別、年代等の基本質問を5問程度実施する。なお性別については、LGBT等性的少数者への配慮の観点から、「男」「女」に加えて「その他」等の選択肢を設ける。

### イ 本質問

本質問は15問程度とする。本質問の合計のうち選択肢に自由記入欄を含む質問や選択肢がなく自由記入欄のみの質問を5問程度実施する。

## 5. 業務内容

### (1) サンプル・モニターの確保

ア 条件を満たすサンプルを受注者において確保すること。

イ サンプル構成は、原則として4(4)に掲げる表のとおりとし、アンケート実施後にサンプル数が足りない場合には4(4)に掲げる対応を行うものとする。

ウ 不正モニターの排除を行うこと。なお、不正モニターとは、下記のモニターをいう。

- 不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター
- 重複・なりすましと判断されるモニター
- その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター

### (2) 本協議会が提示するアンケート票に対する助言

ア 調査目的に照らし合わせてアンケート票の内容を確認し、回答しやすい内容や表現となっているか、助言を行うこと。

イ 必要に応じて本協議会との打合せを実施すること。打合せはWEBで実施(1~2回)し、日時は本協議会が指定するところとする。

ウ 助言を行う者はマーケティング・リサーチの実務経験(調査設計・分析含む)が5年以上ある者とする。

### (3) アンケート画面作成

ア 確定したアンケート票からアンケート画面を作成すること。

イ アンケート票には画像やURL等の貼り付けを行う場合がある。

ウ アンケート票の内容により、下記のようなシステム制御を行う場合がある。なお、下記記載のシステム制御については、例を記載したものであり、下記以外のシステム制御についても本協議会が依頼した場合は、本協議会と協議すること。

- 特定の選択肢を選択した場合は、自動的に指示した質問へ移動すること。
- 複数選択可能な質問において特定の選択肢を選択した場合は、矛盾する他の選択肢を選択できないようにすること。
- 自由記入を行う選択肢を選択した場合に、空欄のまま次に進めないようにすること。
- 任意回答の質問を除き、無回答が生じない構成とすること。

### (4) 調査実施

アンケート画面の動作確認を行ったうえで、調査を開始する。インターネットによるアンケート調査を必要サンプル数に達するまで実施すること。なお、本協議会から特に指定がなければ、アンケート画面の動作確認完了後5日以内(土曜、日曜、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日及び年末年始(12月29日~翌年1月3日)を除く。)に調査を開始し、アンケート回答期限を1週間以内とすること。

(5) 成果物の作成

調査で得られたデータに基づいて、「6. 成果物の納品」に定める成果物を作成すること。

6. 成果物の納品

(1) 納品する成果物

受注者は、調査終了後、下記の電子データを、セキュリティソフト等によるコンピュータウイルスチェックを行ったうえで、納品すること。

ア ローデータ：調査対象、標本数、調査期間を明示すること。

イ 単純集計表：調査対象、標本数、調査期間を明示すること。

ウ クロス集計表：調査対象、標本数、調査期間を明示すること。基本属性と割付軸のクロス集計。または、本協議会が指定する分析軸でのクロス集計とする。

(2) 納期

上記成果物の納期については、次の通りとする。メール送信等の電気通信による電子データ受け渡しにて提出すること。

ア 調査終了後10日以内

イ 調査終了後10日以内

ウ 調査終了後20日以内

7. その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、本協議会と十分協議して実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。
- (2) 本調査業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費は、すべて受注者の負担とすること。
- (3) 本業務の成果物は、全て本協議会に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- (4) 業務遂行中に疑義が生じたときは、速やかに本協議会に連絡し、委託者と受託者の協議のうえ実施すること。
- (5) 契約後に本仕様書に疑義が生じた場合は、本協議会の解釈に従うこととする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者の協議のうえ定めるものとする。

## 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

第2の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。